

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 29 年 9 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

| | | |
|-----|----------------|---|
| 1 | 一般統計調査の承認 | 1 |
| 2 | 届出統計調査に係る届出の受理 | |
| (1) | 新規 | 3 |
| (2) | 変更 | 4 |

(注) 今月は、基幹統計調査の承認事案はなかった。

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）」は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

| | |
|-------------|---|
| 調 査 名 | 統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。 |
| 承 認 年 月 日 | 総務大臣による承認年月日を記載した。 |
| 実 施 機 関 | 調査を実施する組織について、課室名まで記載した。 |
| 目 的 | 調査の実施目的を記載した。 |
| 沿 革 | 調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。 |
| 調 査 票 の 構 成 | 調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。 |
| 公 表 | 公表する際の媒体及び公表時期について記載した。 |
| 備 考 | 当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。 |

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

| | |
|------------|--|
| 調 査 票 | 調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。 |
| 対象範囲（地域） | 調査対象となるものの地域的範囲を記載した。 |
| 対象範囲（属性） | 調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。 |
| 客体数／母集団数 | 回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。 |
| 選 定 方 法 | 報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。 |
| 母 集 団 情 報 | 報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合） |
| 配 布 ・ 取 集 | 調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。 |
| 記 入 | 調査票への記入（又は入力）を報告者自らが行うものを「自計」、調査員や職員が行うものを「他計」、両者を用いるものを「自計・他計併用」と記載した。 |
| 把 握 時 間 | 調査の把握時点又は把握期間を記載した。 |
| 調 査 組 織 | 調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注)一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。 |
| 調 査 周 期 | 調査の実施周期を記載した。 |
| 実施期間又は提出期限 | 調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。 |
| 調 査 事 項 | 報告者に対して報告を求める事項を記載した。 |

1 一般統計調査の承認

| 調査名 | 承認年月日 | 実施機関 | 目的 | 対象範囲 (地域) | 調査票の 様式数 | 客体数(注3) | 選定方法 | 調査方法 (配布) (収集) | 調査周期 | 実施期間又は 調査票の提出期限 | 備考 | |
|----------------|------------|-------------------------------------|---|--------------|-------------|--------------------------------|-------------|----------------------|--------------------|--------------------|---|--|
| 情報処理実態調査 | 平成29年9月1日 | 経済産業省商務情報政策局総務課 | 民間企業における情報処理の実態を把握し、IT施策の基礎資料とすることを目的とする。 | 全国 | 1 | 9,000企業・団体 | 無作為抽出 | 郵送 オンライン | 1回限り | 平成29年10月上旬～11月下旬 | 今後も継続的な実施が想定されているが、回収率の向上について検証が必要であるとの観点から、1回限りで承認 | |
| 労働安全衛生調査 | 平成29年9月4日 | 厚生労働省政策統括官付参事官(雇用・賃金福祉統計担当)付賃金福祉統計室 | 労働安全衛生法第6条に基づき、労働災害防止計画の重点施策を策定するための基礎資料及び労働安全衛生行政運営の推進に資することを目的とする。平成29年に実施する調査においては、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とすることを目的とするものである。 | 全国 | 2 | 14,000事業所 18,000人 | 無作為抽出 | 郵送 | 郵送 | 5年 | 平成29年11月1日～11月20日 | |
| 能力開発基本調査 | 平成29年9月5日 | 厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策担当参事官室 | 我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を正社員・正社員以外別に明らかにし、職業能力開発行政に資することを目的とする。 | 全国 | 3 | 7,300企業 7,200事業所 29,500人 | 無作為抽出 | 調査員 郵送 | 調査員 郵送 オンライン | 1年 | 毎年10月1日～12月12日 毎年10月15日～12月26日 | |
| 派遣労働者実態調査 | 平成29年9月14日 | 厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室 | 労働者派遣の実態等について、事業所側、派遣労働者側の双方から把握し、労働者派遣法改正前後の実態の変化も把握することで、労働者派遣制度に関する諸問題に的確に対応した施策の立案等に資することを目的とする。 | 全国 | 2 | 17,000事業所 18,000人 | 無作為抽出 | 郵送 | 郵送 | 不定期 | 平成29年9月22日～10月15日 平成29年10月13日～11月30日 | |
| 民間企業の勤務条件制度等調査 | 平成29年9月19日 | 人事院職員福祉局職員福祉課 | 民間企業における労働条件、休業・休暇、福利厚生、退職管理及び業務災害に対する法定外給付等の実態を把握し、国家公務員の勤務条件の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。 | 全国 | 1 | 7,399企業 | 無作為抽出 | 職員 郵送 | 職員 郵送 | 1年 | 毎年10月1日～11月20日 | |
| 高齢者の健康に関する調査 | 平成29年9月26日 | 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付高齢社会対策担当 | 「高齢社会対策大綱」(平成24年9月7日閣議決定)に基づき、高齢者の日常生活、医療や介護の状況、社会的な活動への参加等に関する実態と意識を把握し、高齢社会対策の施策の推進に資することを目的とする。 | 全国 | 1 | 3,000人 | 無作為抽出 | 調査員 | 調査員 | 1回限り | 平成29年11月～12月 | |
| 6次産業化総合調査 | 平成29年9月26日 | 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室 | 【農業・農村の6次産業化総合調査】農業者等による農業生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、取組に伴う所得向上、雇用確保等の状況を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的とする。 【漁業・漁村の6次産業化調査】漁業者等による水産物加工や水産物直売所の取組、漁家民宿等の観光業と融合する取組を調査し、取組に伴う所得向上、雇用確保等の状況を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的とする。 | 全国 | 7 | 10,640経営体 1,770事業所 | 全数 無作為抽出 | 郵送 | 郵送 オンライン | 1年 | 毎年10月上旬～11月下旬 (漁業センサス実施年は、8月上旬～9月下旬) | |
| 林業経営統計調査 | 平成29年9月26日 | 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課 | 林業経営体の財産状況、収支状況、施策状況等、経営実態を明らかにし、「森林・林業基本法」に基づく林業行政等を推進するための資料を整備することを目的とする。 | 全国 | 2 | 301経営体 | 全数 無作為抽出 | 職員 調査員 | 郵送 オンライン | 5年 | ・平成31年1月 ・平成30年度の間に到来した決算期に係る書類作成の2か月後 | |

| 調査名 | 承認年月日 | 実施機関 | 目的 | 対象範囲 (地域) | 調査票の 様式数 | 客体数(注3) | 選定方法 | 調査方法 (配布) (収集) | | 調査周期 | 実施期間又は 調査票の提出期限 | 備考 |
|---------------------|------------|-------------------------|--|--------------|-------------|-----------|-------|-------------------|-------------|------|-----------------------|--|
| 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 | 平成29年9月28日 | 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 | 平成29年度報酬改定が、着実に従事者の処遇改善に反映されているか及び福祉・介護職員等の平均的な給与額を把握、検証するものであり、報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。 | 全国 | 1 | 12,002事業所 | 無作為抽出 | 郵送 | 郵送 オンライン | 1回限り | 平成29年10月1日～ 10月31日 | 今後も継続的な実施が想定されているが、調査周期を含めた今後の在り方の抜本的な検証が必要であるとの観点から、1回限りで承認 |

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。

なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

2 届出統計調査に係る届出の受理

| 区分 | 調査名 | 受理年月日 | 実施機関 | 目的 | 対象範囲 (地域) | 調査票の 様式数 | 客体数 (注3) | 選定方法 | 配布・収集 | 調査周期 | 実施期間又は 調査票の提出期限 |
|-----------|------------------------|------------|-----------------------|---|---|-------------|------------------|---------------------|--------------------|------|---------------------------|
| (1) 新規 | 県内運送事業者の物流実態アンケート | 平成29年9月11日 | 鳥取県商工労働部 通商物流課 | 鳥取県トラック協会会員を対象とし、鳥取県内運送事業者の輸送の現状や課題、人材確保対策に関する調査を行い、有効な支援を実施していくための基礎情報資料とすることを目的とする。 | 鳥取県全域 | 1 | 181事業所 | 有意抽出 | 郵送 電話 | 1回限り | 平成29年10月上旬～ 10月中旬 |
| | 県立高等技術専門校の訓練等に関するニーズ調査 | 平成29年9月13日 | 千葉県商工労働部 産業人材課 | 高等技術専門校において効率的・効果的な職業訓練を行っていくに当たり、企業のニーズ及び修了生等の企業での訓練カリキュラム活用状況を的確に把握することを目的とする。 | 日本全域 | 3 | 7,000事業所 900人 | 全数 無作為抽出 有意抽出 | 郵送 オンライン FAX | 1回限り | 平成29年10月中旬～ 11月中旬 |
| | 福井県勤労者就業環境基礎調査 | 平成29年9月13日 | 福井県産業労働部 労働政策課 | 福井県内の勤労者が具体的にどのような就業環境・労働条件の下に働いているのか実態を把握し、今後の勤労者の福祉向上をより積極的に推進するための基礎的データを取得することを目的とする。 | 福井県全域 | 1 | 838事業所 | 無作為抽出 | 郵送 | 1年 | 毎年10月初旬～ 11月初旬 |
| | 住宅購入者に関する意向・動向調査 | 平成29年9月21日 | 北九州市企画調整 局地方創生推進室 | 北九州市からの転出の抑制、転入の促進につながる本格的な住宅開発等の可能性を検討するため、北九州市から周辺市町への転出理由、住宅ニーズ、市場動向などを調査することを目的とする。 | 北九州市、首都圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)、福岡市及び周辺市町(直方市、行橋市、中間市、宗像市、宮若市、遠賀郡(芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町)、鞍手町、苅田町、山口県下関市) | 2 | 20,000人 | 有意抽出 | 郵送 | 1回限り | 平成29年10月1日～ 平成30年3月31日 |
| | 三八地域の産学連携意識・ニーズ調査 | 平成29年9月22日 | 青森県三八地域県 民局地域連携部 | 三八地域の企業、学校、金融機関の産学連携に関する取組状況や課題等を把握し、地域の産学連携を促進する方策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。 | 青森県三八地域(八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村) | 3 | 1,500事業所 | 無作為抽出 | 郵送 | 1回限り | 平成29年9月25日～ 10月20日 |
| | 川崎市子ども・若者生活調査 | 平成29年9月22日 | 川崎市子ども未来局 青少年支援室 | 川崎市において「子どもの貧困対策」を総合的に推進するに当たり、関係施策における対策の効果等の検証に活用するために、子どもや家庭の生活実態の把握と支援ニーズの分析を行い、地域の実情に即した効果的な施策の取組に活かすことを目的とする。 | 川崎市全域 | 3 | 10,500世帯 187人 | 全数 無作為抽出 | 郵送 | 不定期 | 平成29年1月10日～ 2月17日 |
| | 北九州市ごみ指定袋アンケート調査 | 平成29年9月22日 | 北九州市環境局循環 社会推進部業務課 | 北九州市のごみ指定袋について、種類ごとの使用実態やサイズ追加等にかかる要望を把握し、新たな指定袋のサイズ導入の可否についての基礎資料を得ることを目的とする。 | 北九州市全域 | 1 | 5,000人 | 無作為抽出 | 郵送 | 1回限り | 平成29年11月1日～ 11月30日 |

| 区分 | 調査名 | 受理年月日 | 実施機関 | 目的 | 対象範囲 (地域) | 調査票の 様式数 | 客位数 (注3) | 選定方法 | 配布・収集 | 調査周期 | 実施期間又は 調査票の提出期限 |
|-----------|--------------------------------|------------|----------------------|---|---|-------------|-------------------|-------------|---------------------|--------------------------|--------------------|
| | 寝屋川流域における製造業の浸水被害対策に関するアンケート調査 | 平成29年9月25日 | 大阪府寝屋川水系改修工管所 | 寝屋川流域の製造業を対象に浸水に対するBCPの作成状況を把握するとともに、BCPを作成しない(できない)理由や過去の浸水被害の実績等を把握することで、BCPの作成に当たっての課題を解決する施策展開等の基礎資料を得ることを目的とする。 | 大阪府 大阪市(都島区、天王寺区、東成区、生野区、旭区、城東区、東住吉区、鶴見区、中央区、阿倍野区、住吉区、平野区)、枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市全域 | 1 | 3,075事業所 | 全数 | 郵送 | 1回限り | 平成29年10月中旬～11月17日 |
| | 食育に関する調査 | 平成29年9月25日 | 広島市健康福祉局保健部保健医療課 | 第3次広島市食育推進計画を推進するに当たり、事業効果を検証するとともに、食育に関する市民の意識、ニーズ、関心等を把握し、今後の推進方策を検討する基礎資料とすることを目的とする。 | 広島市全域 | 1 | 3,640人 | 無作為抽出 | 郵送 | 2年 | 平成29年10月下旬～11月上旬 |
| | 県内事業所における結婚支援に関する意識調査 | 平成29年9月26日 | 静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課 | 静岡県内事業所における従業員(職員)への結婚支援に関する取組状況等を把握し、市町、企業・団体等、様々な主体と連携して地域全体で若者が結婚の希望をかなえられる環境を計画的に整備していくための基礎資料を得ることを目的とする。 | 静岡県全域 | 1 | 4,000事業所 | 無作為抽出 | 郵送 | 1回限り | 平成29年11月1日～11月17日 |
| | 高校生等アンケート | 平成29年9月26日 | 島根県広報部広報室 | 島根県内の高校生等を対象として行うことにより、島根県民の共感のもと、共に県の内外に向けて発信する「しまねの魅力」の明確化に向けた分析を行うことを目的とする。 | 島根県全域 | 2 | 58校 | 有意抽出 | 学校経由で配布・改修 | 1回限り | 平成29年10月1日～11月30日 |
| | 兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」実態調査(施設調査) | 平成29年9月28日 | 兵庫県健康福祉部健康局健康増進課 | 「受動喫煙の防止等に関する条例」が施行から5年目を迎えることから、条例の認知度や対応状況を把握し、今後の受動喫煙防止対策の方向性を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。 | 兵庫県全域 | 22 | 21,527事業所 | 全数 無作為抽出 | 郵送 オンライン/ FAX | 3年 | 平成29年10月30日～11月30日 |
| | 札幌市産業廃棄物排出・処理推計調査 | 平成29年9月29日 | 札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課 | 札幌市内で発生した産業廃棄物の排出量及び処理状況等の実態を把握・解析するとともに、将来推計を行い産業廃棄物の排出抑制等に係る課題を整理することにより、産業廃棄物の排出抑制、再生利用及び市内処理の推進策の検討、「第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画」の中間見直しに資する基礎資料とすることを目的とする。 | 札幌市全域 | 2 | 7,000事業所 | 有意抽出 | 郵送 | 3～5年 (今後の実施予定については未定) | 平成29年10月1日～12月28日 |
| (2) 変更 | 宮城県商品流通調査 | 平成29年9月4日 | 宮城県震災復興・企画部統計課 | 宮城県が作成する「平成27年宮城県産業連関表」作成のための基礎資料として、地域間における商品流通状況を把握することを目的とする。 | 宮城県全域 | 1 | 773事業所 | 有意抽出 | 郵送 | 5年 | 平成29年10月1日～11月20日 |
| | 東京都福祉保健基礎調査(東京の子供と家庭) | 平成29年9月6日 | 東京都福祉保健局総務部総務課 | 東京都内に居住する、子供を養育している世帯の生活実態及び子育ての状況などを明らかにし、東京都における子供家庭福祉施策を充実するための基礎資料を得ることを目的とする。 | 東京都全域 | 2 | 6,000世帯 6,000人 | 無作為抽出 | 調査員 | 1年 | 毎年10月中旬～11月中旬 |

| 区分 | 調査名 | 受理年月日 | 実施機関 | 目的 | 対象範囲 (地域) | 調査票の 様式数 | 客体数 (注3) | 選定方法 | 配布・収集 | 調査周期 | 実施期間又は 調査票の提出期限 |
|----|--|------------|----------------------------|--|--------------|-------------|-------------|-------|-------------------------------|--|---|
| | 平成27年仙台市商品流通調査 | 平成29年9月8日 | 仙台市市民局生活安全安心部広聴統計課 | 仙台市内の調査対象事業所における製造業、卸売業、サービス業に該当する事業の、域内・地域間における商品等取引状態を把握し、仙台市が作成を予定している「平成27年仙台市産業連関表」作成のための基礎資料を得ることを目的とする。 | 仙台市全域 | 1 | 1,790事業所 | 有意抽出 | 郵送 オンライン | 1回限り (H29.8.15 に受理され た調査の実 施前変更) | 平成29年9月25日～ 10月31日 |
| | 北九州市の男女共同参画社会に関する調査 | 平成29年9月11日 | 北九州市総務局女性の輝く社会推進室男女共同参画推進課 | 北九州市において男女共同参画を推進する上での課題・問題点等を明らかにし、今後の施策検討の基礎資料をすることを目的とする。 | 北九州市全域 | 1 | 4,000人 | 無作為抽出 | 郵送 | 不定期 (おおむね 5年) | 平成29年10月中旬～ 10月下旬 |
| | 埼玉県民栄養調査 (変更前の名称:埼玉県民健康・栄養調査) | 平成29年9月14日 | 埼玉県保健医療部健康長寿課 | 健康と栄養の関係及び課題を明らかにするとともに、効果的な健康づくり事業の展開を図るため、埼玉県民の生活習慣病予防に大きな影響を与える食生活や健康状態を把握し、必要なデータの収集及び分析を行うことを目的とする。 | 埼玉県全域 | 2 | 1,440人 | 無作為抽出 | 調査員 郵送 | 不定期 (原則5 年) | 平成29年10月1日～ 10月31日 |
| | 県民健康・栄養調査 | 平成29年9月19日 | 神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課 | 神奈川県民の健康状態、食生活の実態を把握し、その現状と問題点を明らかにし、今後の健康づくりや生活習慣病対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。 | 神奈川県全域 | 1 | 1,000人 | 無作為抽出 | 調査員 | 不定期 (原則5 年) | 平成29年11月1日～ 11月30日 (ただし、平成29年～ 31年は毎年実施) |
| | 仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査 | 平成29年9月19日 | 愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課 | 愛媛県内民間事業所における育児・介護休業制度の利用状況など、仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境の実態を把握することを目的とする。 | 愛媛県全域 | 1 | 2,000事業所 | 無作為抽出 | 郵送 | 2年 | 平成29年10月30日～ 11月30日 |
| | 長野県内小売業者の県産飲食品販売状況調査 | 平成29年9月22日 | 長野県産業労働部産業政策課 | 長野県内小売業者を対象に店舗における県産飲食品の販売状況を把握し、県産飲食品の県内における消費拡大に向けた施策を立案するための基礎資料を得ることを目的とする。 | 長野県全域 | 1 | 850事業者 | 全数 | 郵送 | 1回限り (H29.7.19 に受理され た調査の実 施前変更) | 平成29年9月25日～ 10月10日 |
| | 長野県産飲食品に関する消費者意識調査 | 平成29年9月22日 | 長野県産業労働部産業政策課 | 長野県内消費者を対象に小売店における飲食品の購入状況を把握し、県産飲食品の県内における消費拡大に向けた施策を立案するための基礎資料を得ることを目的とする。 | 長野県全域 | 1 | 3,000人 | 無作為抽出 | 郵送 | 1回限り (H29.7.19 に受理され た調査の実 施前変更) | 平成29年9月25日～ 10月10日 |
| | 県民の健康に関するアンケート | 平成29年9月29日 | 埼玉県保健医療部健康長寿課 | 埼玉県の健康増進計画である埼玉県健康長寿計画及び埼玉県食育計画の推進状況を把握するのに必要な基礎資料を得ることを目的とする。 | 埼玉県全域 | 1 | 762人 | 無作為抽出 | 調査員 | 1年 | 毎年11月1日～ 11月30日 |
| | 北九州市留学生実態調査 (変更前の名称:北九州市留学生就職環境等調査) | 平成29年9月29日 | 北九州市企画調整局国際部国際政策課 | 北九州市内の大学や日本語学校等に在席する留学生の生活状況や将来展望等を把握し、ニーズに沿った留学生支援事業の充実を図るための基礎資料とすることを目的とする。 | 北九州市全域 | 1 | 2,428人 | 全数 | 大学等留 学生担当 課窓口を通 じて配布 | 不定期 (原則3 年) | 平成29年10月1日～ 10月31日 |

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。